

令和9年度長崎県公立学校 教員採用選考第1次試験問題

教科・科目

教職教養

注意事項

解答は、解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば、と表示のある問いに対して④と解答する場合は、次の(例)のように解答番号20の解答欄の④にマークしなさい。

(例)

| 解答番号 | 解答欄 |
|------|-------------------------|
| 20 | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ |

| | | | |
|------|--|----|--|
| 受験番号 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|

実施日 令和8年5月10日(日)

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験

教職教養

第1問～第7問の解答番号 ～

第1問 次の各問いに答えなさい。

問1 次の(1)～(4)は、法規の条文である。～に当てはまる語句を後の①～⑫の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。

(1) 教育基本法 第一章 第三条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(2) 教育基本法 第二章 第十条 第一項

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、 を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(3) 地方公務員法 第三章 第三十二条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、 に忠実に従わなければならない。

(4) 学校保健安全法 第二章 第四条

学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| ① 創造性 | ② 能率的な運営 | ③ 環境衛生 |
| ④ 心身の健康 | ⑤ 知見 | ⑥ 安全 |
| ⑦ 自立心 | ⑧ 成果 | ⑨ 勤務条件 |
| ⑩ 上司の職務上の命令 | ⑪ 役割 | ⑫ 豊かな情操 |

問2 次のA～Eは、教育に関する法規の条文である。下線部が正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正しい組合せを後の①～⑥の中から1つ選び、番号で答えよ。 5

A. 学校教育法 第二章 第十九条

経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な猶予を与えなければならない。

B. いじめ防止対策推進法 第一章 第八条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

C. 学校図書館法 第五条 第一項

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

D. 学校保健安全法 第二章 第十九条

学校の設置者は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

E. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

第四章 第十七条 第一項

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | A:× | B:× | C:○ | D:○ | E:× |
| ② | A:× | B:○ | C:○ | D:× | E:○ |
| ③ | A:○ | B:× | C:× | D:○ | E:× |
| ④ | A:○ | B:× | C:○ | D:× | E:○ |
| ⑤ | A:○ | B:○ | C:× | D:× | E:× |
| ⑥ | A:× | B:○ | C:× | D:○ | E:○ |

第2問 小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）について、次の各問いに答えなさい。

問1 次の文は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則の「教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」の一部を抜粋したものである。□6～□8に当てはまる語句を後の①～⑨の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。また、下線部については、中学校・高等学校・特別支援学校高等部においては「>>」で読み替えることとする。

「小学校学習指導要領 第1章 総則 第2」、「中学校学習指導要領 第1章 総則 第2」、「高等学校学習指導要領 第1章 総則 第2款」

各学校においては、児童「生徒」や学校、地域の実態及び児童「生徒」の発達の段階を考慮し、□6の実現や災害等乗り越えて□7を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、□8を生かした教育課程の編成を図るものとする。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第3節」、「特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則 第2節 第2款」

各学校においては、児童又は生徒「生徒」や学校、地域の実態並びに児童又は生徒「生徒」の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、□6の実現や災害等乗り越えて□7を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、□8を生かした教育課程の編成を図るものとする。

- | | | |
|----------|-------------|-------------|
| ① 各学校の特色 | ② 多様な人々との協働 | ③ 次代の社会 |
| ④ 家庭との連携 | ⑤ 健康で安全な生活 | ⑥ 活力ある生活 |
| ⑦ 豊かな人生 | ⑧ 持続可能な社会 | ⑨ 人的又は物的な体制 |

問2 次の文は、小学校学習指導要領総則の「児童の発達への支援」、中学校学習指導要領総則、高等学校学習指導要領総則の「生徒の発達への支援」、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則の「児童又は生徒の調和的な発達への支援」及び特別支援学校高等部学習指導要領総則の「生徒の調和的な発達への支援」の一部を抜粋したものである。
 9、10 に当てはまる語句を後の①～⑥の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。ただし、同一番号には同一語句が入る。

「小学校学習指導要領 第1章 総則 第4 児童の発達への支援 1 (3)」

児童が、学ぶことと自己の 9 とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、10 を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

「中学校学習指導要領 第1章 総則 第4 生徒の発達への支援 1 (3)」

生徒が、学ぶことと自己の 9 とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、10 を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

「高等学校学習指導要領 第1章 総則 第5款 生徒の発達への支援 1 (3)」

生徒が、学ぶことと自己の 9 とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、10 を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達への支援 1 (3)」

児童又は生徒が、学ぶことと自己の 9 とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、10 を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

「特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則 第2節 第5款 生徒の調和的な発達への支援 1 (3)」

生徒が、学ぶことと自己の 9 とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、

10 を要しつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

- | | | |
|-----------|--------|------|
| ① ガイダンス | ② 課題 | ③ 将来 |
| ④ カウンセリング | ⑤ 特別活動 | ⑥ 発達 |

第3問 次の各問いに答えなさい。

問1 次の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第1章 生徒指導の基礎」の「1.1 生徒指導の意義」の「1.1.1 生徒指導の定義と目的」の一部を抜粋したものである。文中の□11～□14に当てはまる語句を後の①～⑫の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。

1.1.1 生徒指導の定義と目的

(1) 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で□11生きることができる存在へと、自発的・□12的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

(2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、□13と社会に受け入れられる□14を支えることを目的とする。

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| ① 自由に | ② きまりの意義を理解し | ③ 創造 |
| ④ 自分らしく | ⑤ 主体 | ⑥ 自律 |
| ⑦ 自己実現 | ⑧ 自己の目標 | ⑨ 自己の幸福追求 |
| ⑩ 心理面の発達 | ⑪ 自己指導能力 | ⑫ 自己理解 |

問2 文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長による「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）」（令和5年3月30日）の内容として正しいものを次の①～④の中から1つ選び、番号で答えよ。

| |
|----|
| 15 |
|----|

- ① 性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。
- ② 令和4年度に仮釈放中の性犯罪者等にGPS機能の装着を義務づける法律が制定された。
- ③ 令和3年に日本版DBSが導入され、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底するよう指導等をしていくことになったが、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効した者（特定免許状執行者）に関する情報を記録するデータベースの運用は見送られた。
- ④ 性犯罪・性暴力の中には被害者にも問題がある場合があるため、法務省との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化するとされた。

第4問 次の各問いに答えなさい。

問1 次の(1)～(3)は、近世の教育思想と教育家に関する文である。文中の[16]～[18]に当てはまる人物を後の①～⑨の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。

- (1) 『和俗童子訓』で「予する」という概念に貫かれて予防的な教育の目的を論じた[16]は、子どもの性質は生来決まっているものではなく、環境(生後の教育)によって善にも悪にも染まるもので、子どもを善い習慣へと「予」導いていくことが重要と主張した。
- (2) [17]は、近世後期の儒学者であり、豊後国日田に生まれ育ち、この地に近世最大規模の私塾成宜園を開いた。その教育の最大の特徴は、徹底した能力主義のシステムにあったといわれる。
- (3) 下田に再来航していたペリーの旗艦に乗り組むも拒絶され、下田番所に捕縛された[18]は、野山獄中で出会った人々を相手に共同学習を始め、出獄後には宅地内に塾舎を設けた。これが松下村塾である。

- ① 木戸孝允 ② 元田永孚 ③ 金子重之輔
 ④ 貝原益軒 ⑤ 吉田松陰 ⑥ 高山彦九郎
 ⑦ 毛利敬親 ⑧ 広瀬淡窓 ⑨ 田中不二麿

問2 西洋の教育に関係のある人物について述べた次の①～④の文のうち、内容として誤っているものを1つ選び、番号で答えよ。[19]

- ① ボルノウは、管理と訓練と教授を明確に区別し、管理とは子どもの粗暴さを克服するための力による強制の反復のことであるとした。
- ② デュルケームは、『道徳教育論』で規律の精神、社会集団への愛着、意志の自律は、有機的連帯の社会を実現するために必要な性質であるとした。
- ③ ケルシェンシュタイナーは、学校において育成されるべき基礎的で普遍的な能力を、労作をとおして身につけるために「労作学校」の理念を提唱した。
- ④ モンテッソーリは、ローマで「子どもの家」を開設し、そこでは彼女が開発した教具を中心とした保育が行われた。

問3 戦後教育について述べた次の①～④の文のうち、内容として誤っているものを1つ選び、番号で答えよ。

- ① 教育刷新委員会の素案をもとに、文部省での素案の成文化、国会での審議を経て1947年に「教育基本法」が公布、施行された。
- ② 1948年に「教育委員会法」が公布、施行され、教育に関する住民の意思が直接に地方教育行政に反映される教育委員の公選制が実施された。
- ③ 「学校教育法」の公布、施行に伴い、従来の「国民学校令」「中等学校令」などが廃止され、単線型の学校体系を規定した学校教育制度の基本が定められた。
- ④ 幼稚園は「学校教育法」により学校として位置付けられていたが、1947年制定の「児童福祉法」により保育所とともに児童福祉施設に一元化された。

第5問 次の各問いに答えなさい。

問1 次の(1)～(3)の文と最も関係の深いものを後の①～⑨の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。

(1) ある反応を起こさせる特定の刺激と、それとは無関係な別の刺激を同時に与えることをくり返すと、最終的に別の刺激だけで特定の刺激に対する反応と同じ反応を起こす。

(2) トールマンは、ネズミの実験で報酬が与えられていない期間に表面上は学習が進んでいないようにみえても、潜在的には学習が行われていたと考えた。

(3) 学習した「条件刺激－条件反応」の関係を減弱することを消去というが、消去が行われたとしても、しばらくしてからまた条件刺激を提示すると条件反応が再び起こる。

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| ① 無条件反応 | ② 洞察学習 | ③ 観察学習 |
| ④ 古典的条件づけ | ⑤ 潜在学習 | ⑥ 般化 |
| ⑦ 自発的回復 | ⑧ オペラント行動 | ⑨ 拮抗条件づけ |

問2 一度水泳でクロールをマスターしてしまうと、身体が自然とクロールのやり方を覚えてしまい、意識せずともクロールができるようになる記憶の種類はどれか。次の①～④の中から1つ選び、番号で答えよ。

- | | |
|-----------|------------|
| ① エピソード記憶 | ② 意味記憶 |
| ③ 手続き記憶 | ④ プライミング記憶 |

問3 次の①～④の文のうち、それぞれの下線部の説明として誤っているものを1つ選び、番号で答えよ。

- ① ひとりで考える、ペア活動をする、ペアおよび全体で共有するのプロセスを踏むグループ活動を相互教授法という。
- ② 特定の文脈における複雑な要求に対して、知識やスキル、態度、価値観を結集して適切に対応する能力をコンピテンシーという。
- ③ 学習した直後よりもしばらく時間をおいた場合のほうが思い出しやすくなることをレミニッセンスという。
- ④ 教師が児童生徒に対して問題があると否定的にとらえることで成績が下がることをゴーレム効果という。

第6問 次の各問いに答えなさい。

問1 次のA～Cの文は、人権に関する法律の条文である。文中の〔26〕～〔29〕に当てはまる語句を後の①～⑫の中から1つずつ選び、番号で答えよ。

A 児童虐待の防止等に関する法律 第六条 第一項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は〔26〕を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

B 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 第三条

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら〔27〕する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

C 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第一章 第二条 第二項

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの〔28〕がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ〔29〕に講ずることにより、推進されなければならない。

- | | | | |
|--------|---------|-------|----------|
| ① 早期 | ② 最善の利益 | ③ 協力 | ④ 児童委員 |
| ⑤ 夢や希望 | ⑥ 共生 | ⑦ 警察官 | ⑧ 密接 |
| ⑨ 公表 | ⑩ 弁護士 | ⑪ 経済的 | ⑫ 現在及び将来 |

問2 次の文は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」(令和6年9月 こども政策推進会議決定)の「第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 1 学校等における教育・啓発等の推進」の一部を抜粋したものである。文中の□30に当てはまる語句を後の①～④の中から1つ選び、番号で答えよ。

(3) 「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進

加えて、近年、若者層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっていることや、諸外国において、SNSの利用から外見に関する劣等感を持ち摂食障害やうつ病などのリスクを抱える問題も起きている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した□30を推進する。

- ① 相談体制の整備
- ② 表現活動の確保
- ③ 情報発信
- ④ 啓発活動

第7問 次の各問いに答えなさい。

問1 次の文は、「小学校キャリア教育の手引き－小学校学習指導要領（平成29年告示）準拠－」（令和4年3月 文部科学省）及び「中学校・高等学校キャリア教育の手引き－中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠－」（令和5年3月 文部科学省）の「第1章 キャリア教育とは何か」の「第4節 キャリア教育を通して育成すべき『基礎的・汎用的能力』」の「2 キャリア教育の新たな定義」の一部を抜粋したものである。文中の□31～□33に当てはまる語句を後の①～⑨の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。

人は、他者や社会との関わりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きている。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものである。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもあるが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいる。

人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「□31」を通して、人や社会に関わることになり、その関わり方の違いが「□32」となっていくものである。

このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。このキャリアは、ある年齢に達すると自然に獲得されるものではなく、子ども・若者の発達の段階や発達課題の達成と深く関わりながら段階を追って発達していくものである。また、その発達を促すには、外部からの□33な働きかけが不可欠であり、学校教育では、社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成することを通じて、一人一人の発達を促していくことが必要である。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 社会的・職業的 | ② 実践的・体験的 |
| ③ 組織的・体系的 | ④ 教育活動 |
| ⑤ 能力や態度を育てること | ⑥ 働くこと |
| ⑦ キャリア形成 | ⑧ 教育課程の改善 |
| ⑨ 自分らしい生き方 | |

問2 次の文は、文部科学省初等中等教育局長による「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和5年3月31日）の一部を抜粋したものである。文中の□34・□35に当てはまる語句を後の①～⑥の中からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えよ。

（2）校内教育支援センター（□34等）の設置

自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。

このため、各学校において、支援スタッフ等の活用や学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用する等して、こうした機能を有する校内教育支援センター（□34等）を設置することが望まれること。

（4）教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施

不登校により自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待される。

この場合、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒が一定の要件を満たした上で、自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、□35を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいこと。

- | | |
|----------------|------------|
| ① スペシャルサポートルーム | ② フリースクール |
| ③ コミュニティ・スクール | ④ 適切な支援や配慮 |
| ⑤ 丁寧な相談 | ⑥ 学習評価 |

令和9年度 長崎県公立学校教員採用選考試験 教職教養 解答用紙

| | |
|----|--|
| 氏名 | |
|----|--|

マーク例

| | |
|-----|-----|
| 良い例 | 悪い例 |
| ● | |

受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークしなさい。

| 受験番号 | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| ② | ② | ② | ② | ② | ② |
| ③ | ③ | ③ | ③ | ③ | ③ |
| ④ | ④ | ④ | ④ | ④ | ④ |
| ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ | ⑤ |
| ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ | ⑥ |
| ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ | ⑦ |
| ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ | ⑧ |
| ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ | ⑨ |
| ⑩ | ⑩ | ⑩ | ⑩ | ⑩ | ⑩ |

注意事項

- 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しずには残してはいけません。
- 所定欄以外にはマークしたり記入したりしてはいけません。
- 汚したり、折りまげたりしてはいけません。

| 解答番号 | 解答欄 | 解答番号 | 解答欄 | 解答番号 | 解答欄 | 解答番号 | 解答欄 |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 1 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 16 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 31 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 46 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ |
| 2 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 17 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 32 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 47 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ |
| 3 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 18 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 33 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 48 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ |
| 4 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 19 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 34 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 49 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ |
| 5 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 20 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 35 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 50 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ |
| 6 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 21 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 36 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 7 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 22 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 37 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 8 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 23 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 38 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 9 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 24 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 39 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 10 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 25 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 40 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 11 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 26 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 41 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 12 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 27 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 42 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 13 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 28 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 43 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 14 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 29 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 44 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |
| 15 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 30 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | 45 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ | | |

令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験 教職教養 解答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|--------|
| 第1問 | 1 | ⑧ | 2 | ⑦ | 3 | ⑩ | 4 | ④ | 5 | ② | * 1点×5 |
| 第2問 | 6 | ⑦ | 7 | ③ | 8 | ① | 9 | ③ | 10 | ⑤ | * 1点×5 |
| 第3問 | 11 | ④ | 12 | ⑤ | 13 | ⑨ | 14 | ⑦ | 15 | ① | * 1点×5 |
| 第4問 | 16 | ④ | 17 | ⑧ | 18 | ⑤ | 19 | ① | 20 | ④ | * 1点×5 |
| 第5問 | 21 | ④ | 22 | ⑤ | 23 | ⑦ | 24 | ③ | 25 | ① | * 1点×5 |
| 第6問 | 26 | ④ | 27 | ⑥ | 28 | ⑫ | 29 | ① | 30 | ① | * 1点×5 |
| 第7問 | 31 | ⑥ | 32 | ⑨ | 33 | ③ | 34 | ① | 35 | ⑥ | * 1点×5 |